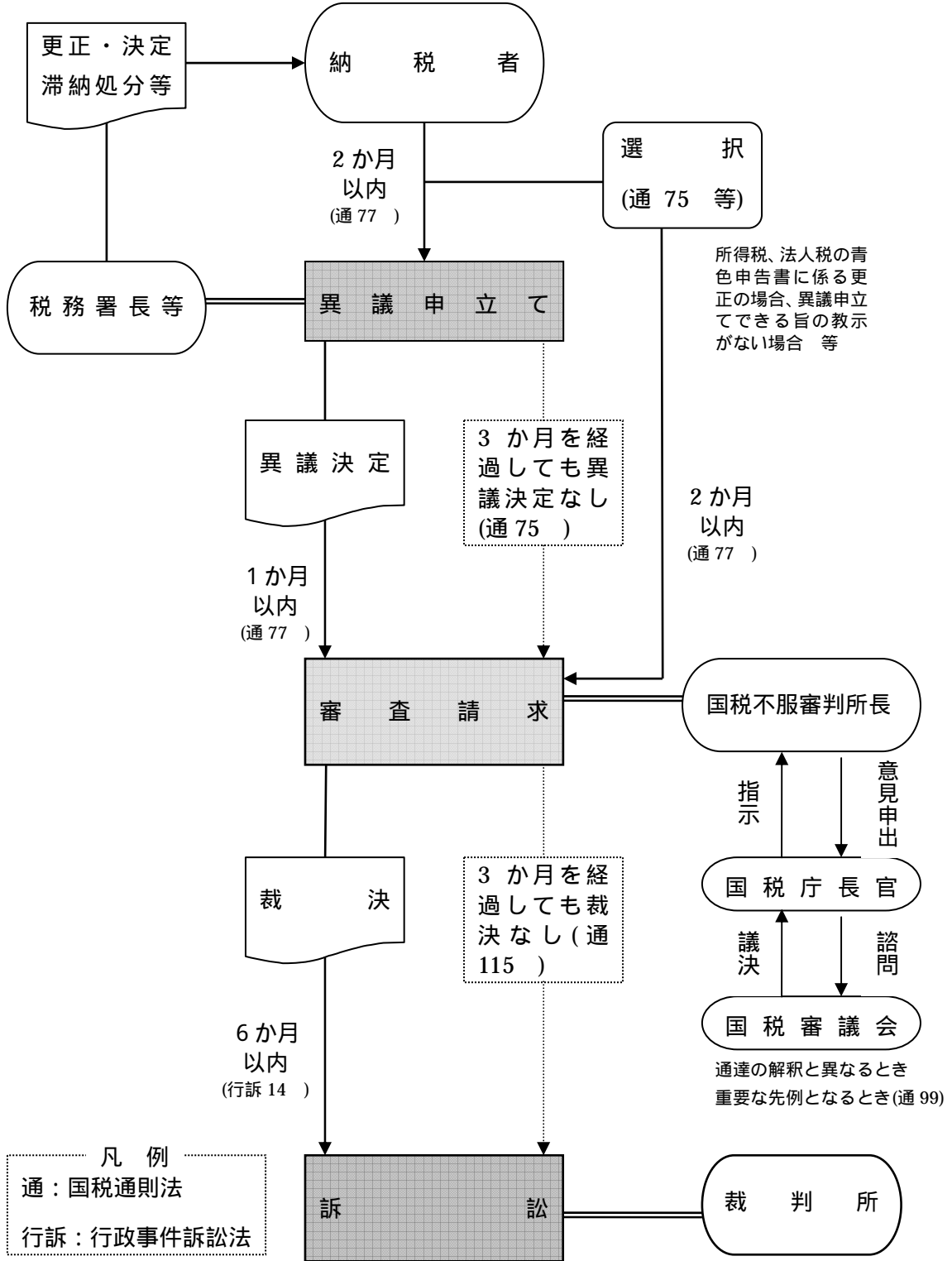


裁 決 事 例 の 紹 介
(参 考 資 料)

現行の不服申立て制度及び訴訟のあらまし



事例1 参考資料

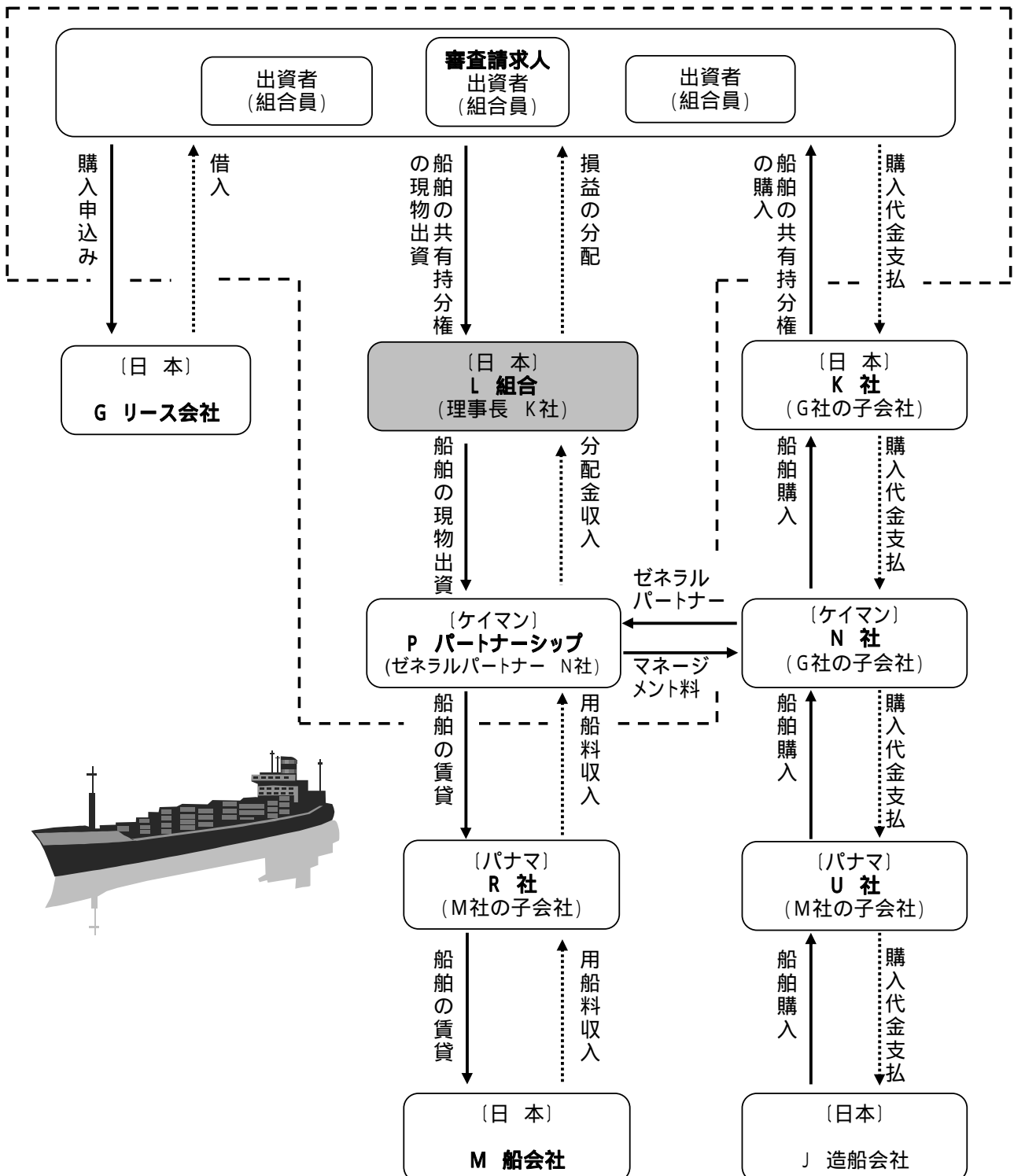
(事案の概要)

リース会社であるG社が企画し販売

審査請求人は、G社からの借入金と自己資金により船舶の共有持分権をK社から購入し、L組合に現物出資

L組合は、Pパートナーシップを通じて、船会社であるM社に約10年間船舶を賃貸する事業を展開

審査請求人は、船舶賃貸事業に係る船舶の減価償却費等による不動産所得の損失を、給与所得と損益通算することにより、税負担を軽減



事例2 参考資料

(居住用財産の買換えの場合の課税の特例について)

居住用財産の買換えの場合の課税の特例とは、所有期間が10年を超える居住用の家屋又はその敷地を売却し、その年の翌年の12月31日までに居住用の家屋を購入する等、一定の要件を満たした場合に、譲渡所得の課税を繰り延べるものである。

特例の適用がある場合

2億円で自宅を売却し、3億円の居宅を購入した場合

売却価額が購入価額以下であるので、譲渡はなかったものされる。

2億円で自宅を売却し、1億円の居宅を購入した場合

売却価額のうち、購入価額を超過している部分の1億円(2億円 - 1億円)について課税される。

特例の適用がない場合

上記の 及び のいずれの場合も売却価額の2億円について課税される。

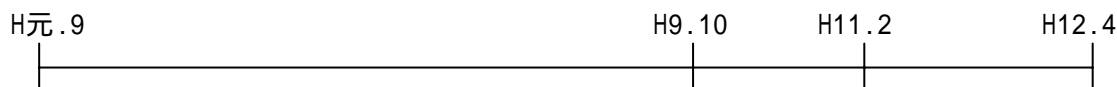
(家屋の取得等の状況)

相続によりP市の家屋
及び敷地を取得

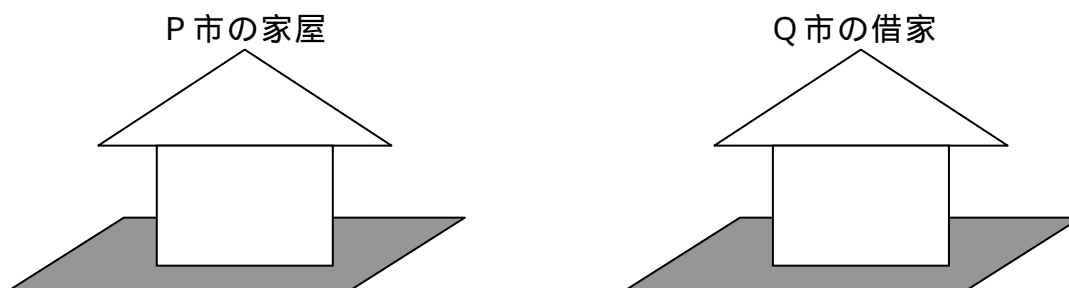
住民票をP市
へ異動

P市の土地
を売却

R市の家屋及び
敷地を取得



(概要図)



P市の家屋	項目	Q市の借家
ゼロ (H7.11~H10.12)	水道の使用状況(月平均)	55m ³ (H7.5~H10.12)
7KW (H9.11~H10.9)	電気の使用状況(月平均)	500KW (H8.7~H10.12)
H9.10~H12.4	住民票の異動状況	S54.9~H9.10
-	通勤届の状況	勤務先に提出
居住していない	近隣住民からの聴取	-

H12.4以降の請求人の住民票は、購入家屋の所在するR市となっている。

国税不服審判所の所在地・管轄

	郵便番号・所在地	電話番号	
国税不服審判所（本部）	〒100-8978 千代田区霞が関3-1-1	03(3581)4101	
支部・支所名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄（分掌）
札幌国税不服審判所	〒060-0042 札幌市中央区大通西10 札幌第二合同庁舎	011(231)9611	北海道
仙台国税不服審判所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022(221)7561	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税不服審判所	〒330-9718 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048(600)3221	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県
新潟支所	〒951-8114 新潟市営所通二番町692-5	025(228)0991	新潟県
長野支所	〒380-0845 長野市西後町608-2	026(232)6489	長野県
東京国税不服審判所	〒102-0074 千代田区九段南1-1-15	03(3239)7181	千葉県 東京都 山梨県
横浜支所	〒231-0023 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045(641)7901	神奈川県
金沢国税不服審判所	〒921-8013 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076(292)7880	富山県 石川県 福井県
名古屋国税不服審判所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-4 名古屋第二国税総合庁舎	052(972)9411	岐阜県 愛知県 三重県
静岡支所	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-88	054(253)6376	静岡県
大阪国税不服審判所	〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-63 大阪合同庁舎第三号館	06(6943)0370	大阪府 奈良県 和歌山県
京都支所	〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町18	075(761)4285	滋賀県 京都府
神戸支所	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-1-4	078(577)3600	兵庫県
広島国税不服審判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎四号館	082(228)2891	島根県 広島県 山口県
岡山支所	〒700-0814 岡山市天神町3-23	086(222)8094	鳥取県 岡山県
高松国税不服審判所	〒760-0018 高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎	087(861)5635	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡国税不服審判所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎	092(411)5401	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税不服審判所	〒860-0008 熊本市二の丸1-3 熊本合同庁舎四号館	096(326)0911	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
国税不服審判所沖縄事務所	〒900-0029 那覇市旭町9 沖縄国税総合庁舎	098(867)3101	沖縄県

国税不服審判所の審査と手続

国税不服審判所は

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益を救済することを目的とした国税庁の特別の機関であり、国税の賦課徴収に当たる税務署や国税局などの執行機関から分離されています。

国税不服審判所では、審査請求人と処分を行った税務署長などの双方の主張を公平に審理し、その処分を取り消すかどうかを判断します。

審査請求の手続は

- ・ 審査請求は、必要事項を記載した審査請求書を提出して行います。
- ・ 審査請求に当たっては、審判所に手数料などを納める必要はありません。
- ・ 審査請求の処理に当たっては、迅速に結論を出すことを旨としておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

国税不服審判所長の裁決は

国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分以上に納税者の不利益となることはありません。

また、この裁決は、行政部内での最終判断であり、税務署長などは裁決の内容を不服として訴えを提起することはできません。

一方、審査請求人が裁決になお不服があるときは、裁判所に訴えを提起することができます。

訴訟提起の期間は、裁決の通知を受けた日の翌日から6か月以内です。

審査請求書の書き方、その他審査請求についてお分かりにならないことは、お気軽に最寄りの国税不服審判所にお尋ねください。

インターネットのホームページで詳しい内容がご覧になれます。 <http://www.kfs.go.jp>

17年4月

一般的な審理の流れ

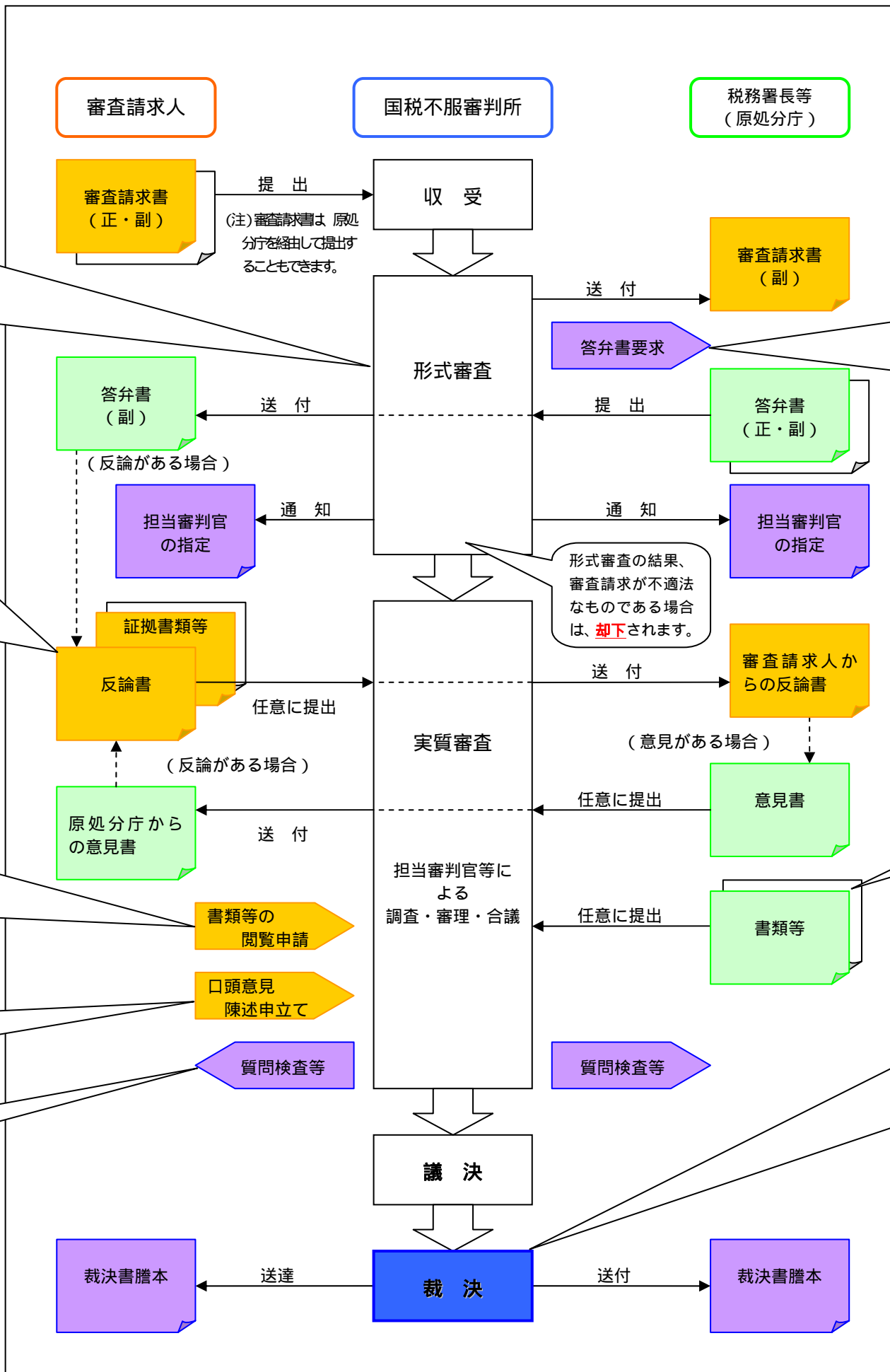
形式審査と記載内容の補正等
 審判所では、まず、その審査請求が法律の規定に従っているかどうか形式的な審査を行います。審査請求書には、審査請求の趣旨及び理由のほか国税通則法（87条）に規定された事項を記載する必要があり、形式審査の結果、不明な点の説明を求めたり、記載漏れ等の不備があるときは補正を求められます。また、審査請求の趣旨、理由を計数的に説明できる資料の添付を求められます。

反論書・証拠書類等の提出
 審査請求人は、送付された原処分庁の答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書を提出することや、自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。
 なお、審査請求人の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物は、担当審判官等による審理を適正かつ迅速に進める上で最も重要なものであり、積極的に提出されることが審査請求の早期解決につながります。

閲覧請求
 審査請求人は、原処分庁から提出された処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の閲覧を求められます。
 担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒否できないことになっています。

口頭意見陳述
 審査請求人は、自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨の申立てをすることができます。

担当審判官等による質問、検査
 審理を行うため必要があるときは、担当審判官等は、審査請求人の申立て、又は職権で審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問したり、帳簿その他の物件の提出を求め、これを留置したり、検査したり、鑑定人に鑑定させたりすることができます。



答弁書要求
 形式審査の結果、適法な審査請求であると認められる場合には、国税不服審判所長は、まず原処分庁に対して「答弁書」の提出を求めます。この答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならないことになっています。

証拠書類等の提出
 原処分庁は、処分の理由となった事実を証する書類その他の物件を提出することができます。

裁決
 国税不服審判所長は、議決に基づいて、審査請求に理由があるときは原処分の「全部若しくは一部の取消し」又は「変更」の裁決を行い、理由がないときは「棄却」の裁決を行います。この場合、**原処分以上に審査請求人の不利益となるような裁決はできない**ことになっています。

国税不服審判所では、迅速な処理により納税者の皆様の正当な権利利益の救済を速やかに実現するよう努力しています。
 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

裁決の内容は次の5種類です
全部取消し 審査請求人が原処分の全部の取消しを求めるとき、その請求の全部が認められたとき。
一部取消し 審査請求人が原処分の全部の取消しを求めるとき、その請求の一部が認められたとき、又は、審査請求人が原処分の一部の取消しを求めるとき、その請求の全部又は一部が認められたとき。

変更 審査請求人が原処分の変更を求めるとき、その請求の全部又は一部が認められたとき。
棄却 審査請求人が原処分の取消し又は変更を求めるとき、その請求が全く認められなかったとき。
却下 審査請求人が原処分の取消し又は変更を求めるとき、その申立てが法令の規定に従っていなかったことから実質審理されることなく認められなかったとき。

審判所ってどんなところ？

~~~~審判所のあらし~~~~



国税不服審判所

ホームページアドレス：<http://www.kfs.go.jp>

## 目 次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 国税不服審判所とは               | 1 |
| 国税に関する不服申立制度と国税不服審判所の役割 | 1 |
| 国税に関する不服申立制度の概要図        | 3 |
| 国税不服審判所の特色              | 4 |
| 一般的な審理の進め方              | 5 |
| 国税不服審判所の所在地・管轄区域        | 8 |
| 国税不服審判所ホームページについて       | 9 |



## 国税不服審判所とは

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を目的とした国税庁の特別の機関です。

国税の課税処分などを行った税務署や国税局等と納税者の方との間に立つ公平な第三者的機関として、裁決を通して税務行政の統一ある運用に努めています。

### 国税に関する不服申立制度と国税不服審判所の役割

国税の処分等に関する不服申立ては、原処分庁に対する「異議申立て」と、審判所に対する「審査請求」との二段階となっています。

#### 異議申立てとは

税務署長等が行った国税の更正・決定などの課税処分、差押えなどの滞納処分等（「原処分」といいます。）があったときに、その処分に不服のある人が、その処分の取消しや変更を求めてこれらの処分を行った税務署長等（「原処分庁」といいます。）に対して不服を申し立てる制度で、行政段階で行われる不服申立ての第一段階の手続きです。

この異議申立ては、原則として、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内にしなければならないことになっています。

異議申立てを受けた原処分庁では、その処分が正しかったかどうか、あらためて見直しを行い、その結果（「異議決定」といいます。）を異議決定書謄本により異議申立人に通知します。

#### 審査請求とは

審査請求とは、異議決定を経たあとの原処分になお不服のある人が、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度で、不服申立ての第二段階の手続きです。

ただし、次の～の場合には、不服のある人の選択により異議申立てを経ないで直接審査請求をすることができます。また、～の場合には、異議申立てを経ないで直接審査請求をすることとされています。

|                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>国税局長の行った処分に不服があるとき</p> <p>税務署長の行った所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるとき</p> <p>法人税法第130条第1項に規定する連結確定申告書等に係る更正に不服があるとき</p> <p>処分を行った税務署長又は税関長が、その処分について異議申立てをすることができることを教示しなかったとき</p> |
| <p>国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員が行った処分に不服があるとき</p> <p>(注) これらの行政機関の長等の処分には、例えば、登録免許税法の規定による登記機関(登記官)の登録免許税額の認定処分や自動車重量税法の規定による国土交通大臣等(陸運支局長など)の自動車重量税額の認定処分などがあります。</p>            |

審査請求は、原則として、異議決定を経たものについては異議決定書謄本が送達された日の翌日から1か月以内に、また、直接審査請求をする場合は原処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内にしなければならないことになっています。

なお、異議申立てをした日の翌日から3か月を経過しても異議決定がないときは、異議決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

審査請求は、所轄の審判所に正副2通の審査請求書を提出して行うこととなります。この場合、審査請求書の提出は、直接持参することはもちろん、送付又は原処分庁を經由して提出することもできます。なお、審査請求書の用紙は、全国の審判所及び税務署に備えているほか、国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)からもダウンロードすることができます。

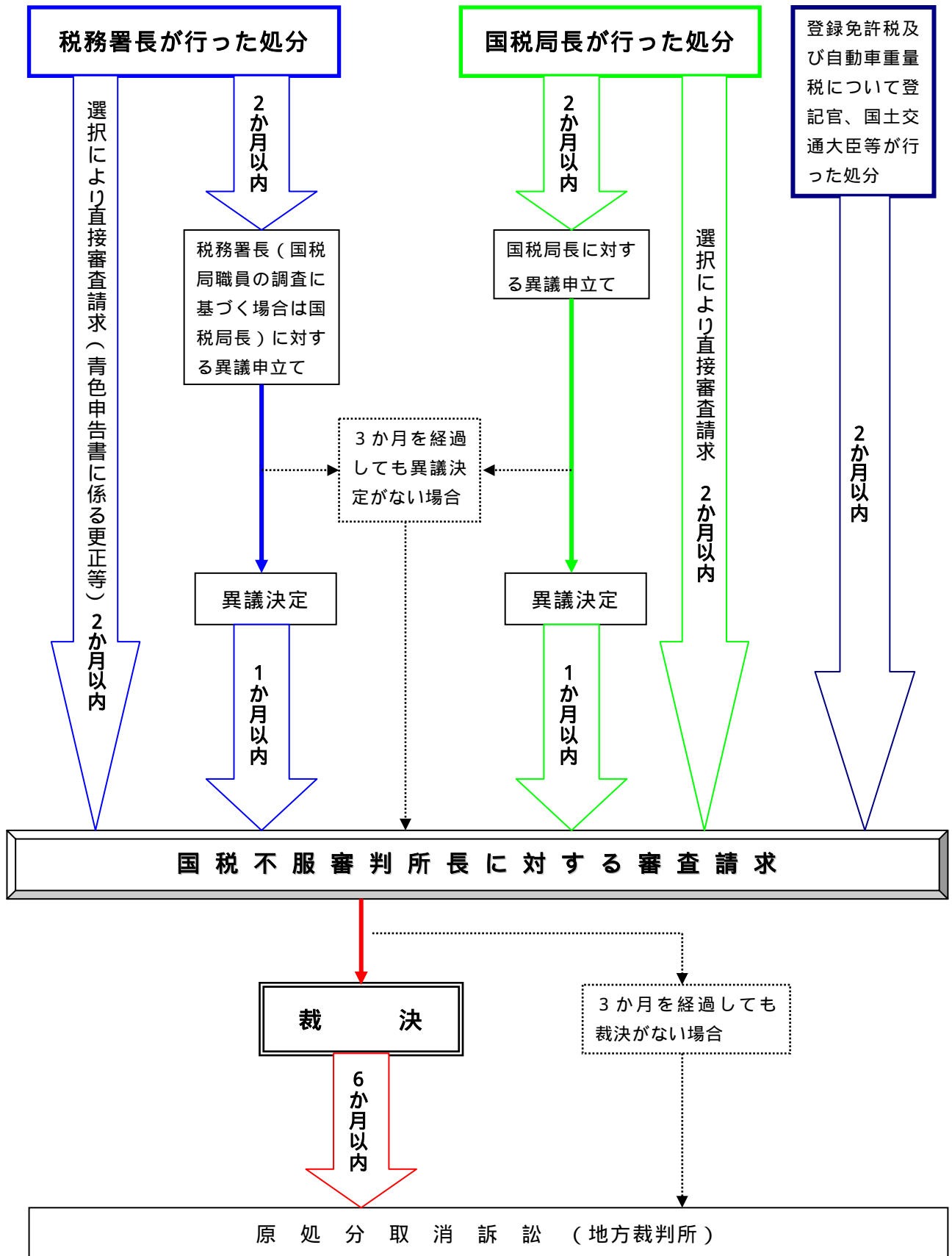
審査請求に当たっては、審判所に手数料などを納める必要はありません。

審査請求を受けた国税不服審判所長は、原処分が適正であったかどうかを判断するため、あらためて審査をし、その結果(「裁決」といいます。)を裁決書謄本により審査請求人と原処分庁の双方に通知します。

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、裁決の通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。

また、審査請求をした日の翌日から3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで裁判所に訴訟を提起することができます。

# 国税に関する不服申立制度の概要



## 国税不服審判所の特色

国税不服審判所は、納税者の権利救済機関として次のような特色があります。

### 国税庁の特別の機関

国税不服審判所は、国税庁の特別の機関として、国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関（原処分庁）から分離された別個の機関として設けられています。

### 争点主義的運営

審査請求書が提出されると、審判所は納税者と原処分庁の双方から事実関係や主張を聞き、どのような点が争いとなっているのか（「争点」）を主な審理事項とし、必要があれば自ら調査を行って、公平な第三者的立場で審理した上で裁決を行います。

### 行政部内での最終判断

国税不服審判所長の裁決は行政部内での最終判断であり、原処分庁は裁決の内容を不服として訴訟を提起することはできません（一方、審査請求人が裁決になお不服があるときは、裁判所に訴えを提起することができます。）。

また、裁決は、税務署長などの行った処分以上に納税者の不利益となることはありません。

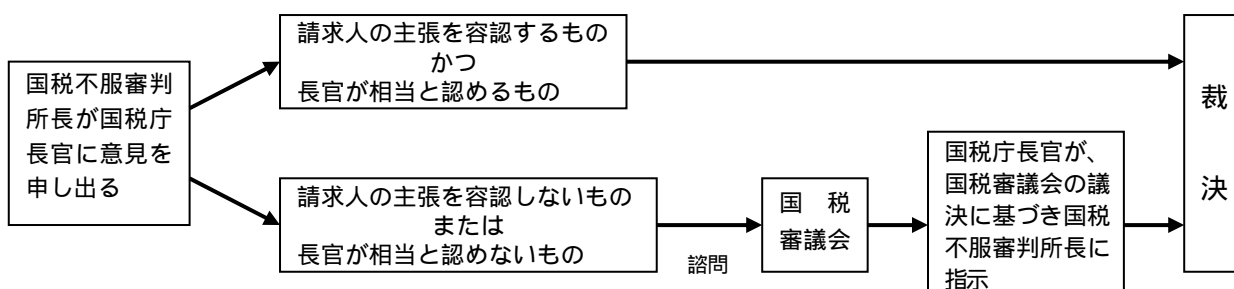
### 国税審判官などの任用

審査請求の調査審理に当たる国税審判官などには、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力に加え、法律的な素養が必要であるため、審判所長や東京、大阪の首席審判官などの枢要な役職に、裁判官や検察官を任用しています。

### 国税不服審判所長の裁決は国税庁長官通達に拘束されません。

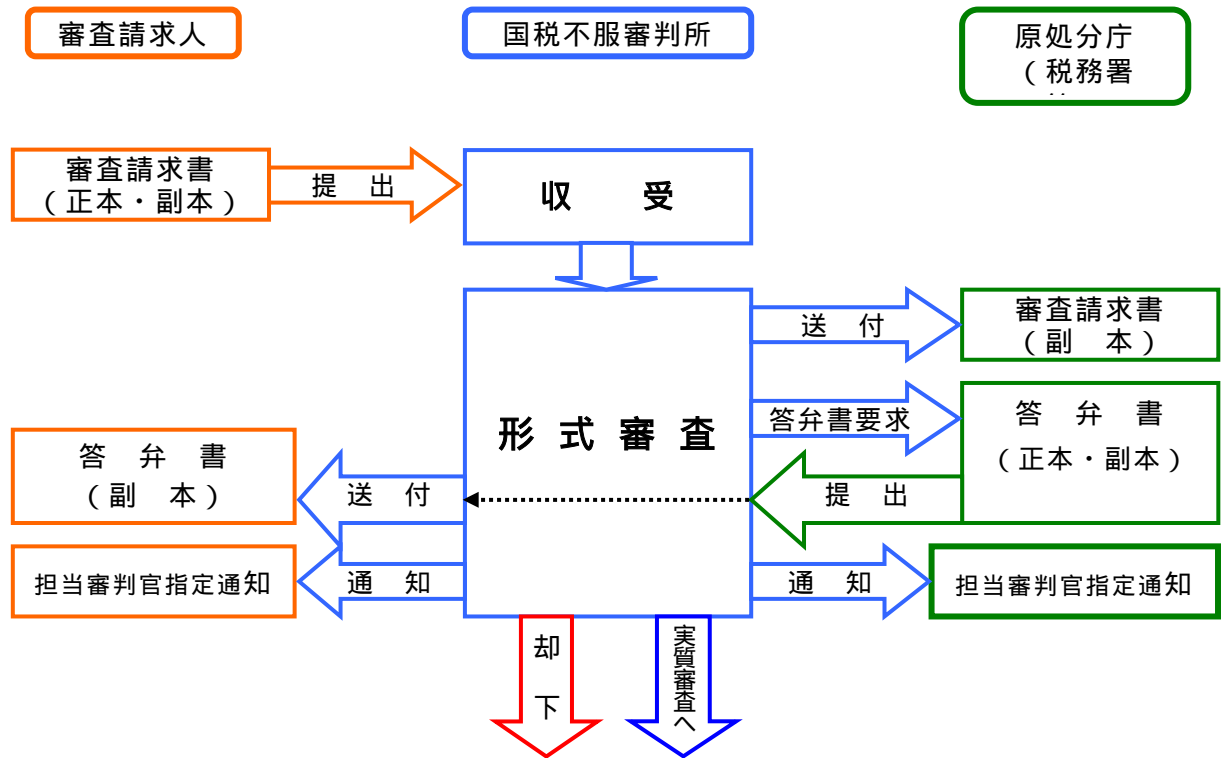
国税不服審判所長は、国税庁長官の通達に示されている法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができることとされています。

この場合や、他の国税の処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決を行う場合の手続きは以下のとおりです。



# 一般的な審理の進め方

## 1 形式審査



### <形式審査と記載内容の補正等>

審査請求書が提出されると、審判所では、まず、その審査請求が法律の規定に従っているかどうか形式的な審査を行います。その結果、審査請求書には、審査請求の趣旨及び理由のほか国税通則法（87条）に規定された事項を記載する必要があると、これらの記載漏れ等の不備があるときは補正を求めることがありますし、また、審査請求の趣旨、理由を計数的に説明できる資料の添付を求めこともあります。

なお、審査請求の形式審査の結果、法定の期間経過後にされた審査請求など不適法な審査請求であるときには、審判所長は、審理の対象として取り上げない旨の「**却下**」の裁決を行い、これを裁決書謄本により審査請求人に通知します。

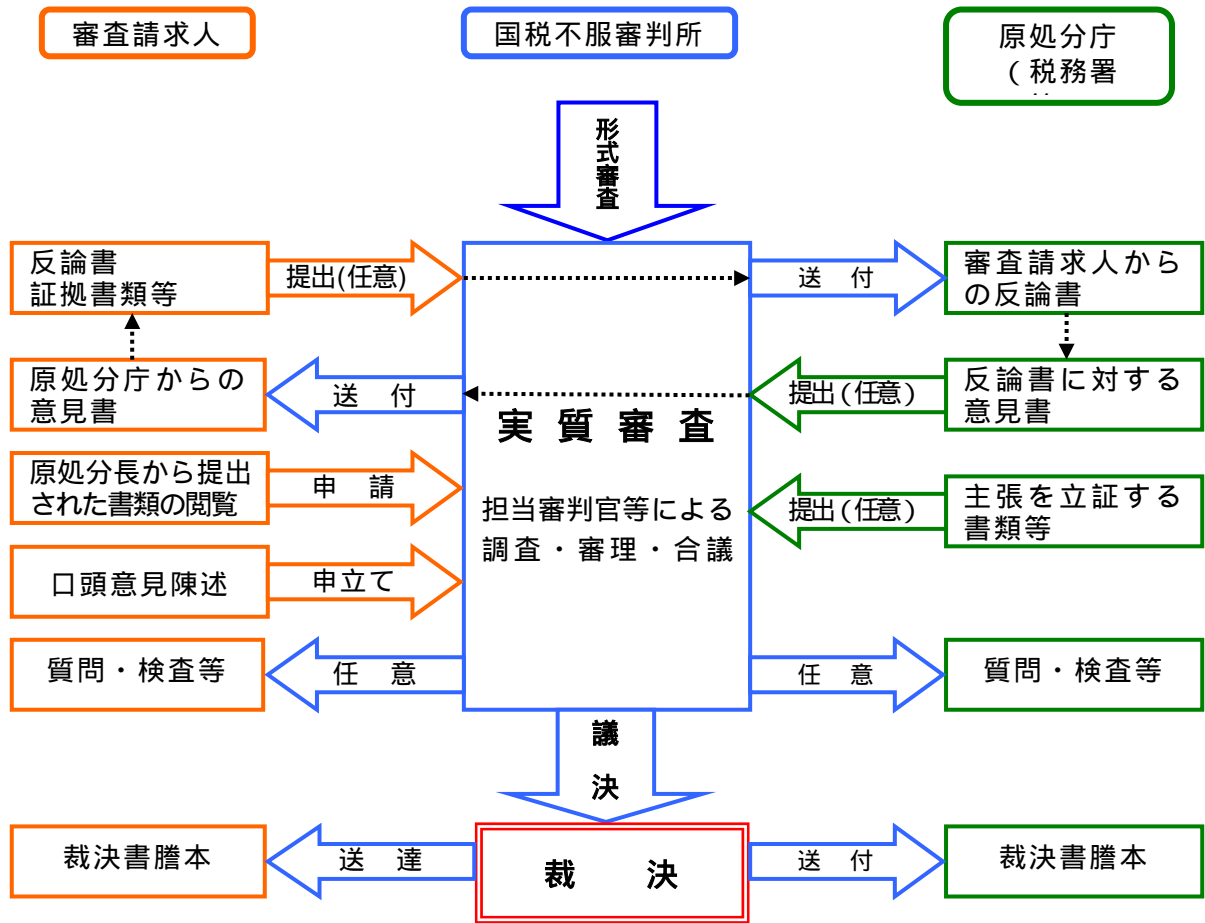
### <答弁書の送付と担当審判官の通知>

形式審査の結果、適法な審査請求であると認められる場合には、国税不服審判所長は、まず原処分庁に対して「答弁書」の提出を求めます。この答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならないことになっています。

審判所長は、原処分庁から答弁書（正副2通）が提出されたときには、その審査請求に係る調査、審理を行わせるため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定します。指定された担当審判官は参加審判官とともに合議体を構成し、その合議により審査請求の調査、審理を進めることとなります。審判所長は、原処分庁から提出された答弁書副本を審査請求人に送付するとともに、指定した担当審判官の氏名等を書面で審査請求人に通知します。

審査請求人は、送付された答弁書により、自己の主張に対する原処分庁の主張を知ることができ、担当審判官の通知後は、担当審判官に対して主張、立証等を行うこととなります。

## 2 実質審査



### < 反論書、証拠書類の提出等 >

審査請求人は、送付された原処分庁の答弁書に対して反論がある場合には、自己の主張を記載した反論書を提出することや自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができます。

なお、審理を適正かつ迅速に進めるためには的確に争点を整理することが必要ですので、審判所は、原処分庁と審査請求人の双方に積極的に主張をしていただくように協力を求めています。

また、審査請求人の主張を裏付ける証拠書類や証拠物は、担当審判官等による審理を的確かつ迅速に進める上で最も重要なものであり、積極的に提出されることが審査請求の早期解決につながります。

さらに、審査請求人は、自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨の申立てをすることができます。

### < 閲覧請求 >

原処分庁は、処分の理由となった事実を証する書類その他の物件を提出することができます。

この場合、審査請求人は、原処分庁から提出された処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の閲覧を求めることができます。

担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒否できないことになっています。

### < 担当審判官等による質問、検査 >

調査及び審理に当たっては、提出された証拠書類その他の物件のみでは事実解明に不十分な場合もあり、また、当事者から提出された証拠書類その他の物件の中には確認のための調査を必要とするものもあります。

このように、審理を行うため必要があるときは、担当審判官等は、審査請求人の申立て、又は職権で審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問したり、帳簿その他の物件の提出を求め、これを留置したり、検査したり、鑑定人に鑑定させたりすることができます。

### < 裁決 >

調査、審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官との合議により議決が行われます。合議に際しては、その構成員はそれぞれ独立した立場で十分に意見を述べあい、公正妥当な結論に到達するよう議論を尽くし、議決は、その構成員の過半数の意見によります。

審判所長は、その議決に基づいて、審査請求に理由があるときは原処分の「全部若しくは一部の取消し」又は「変更」の裁決を行い、理由がないときは「棄却」の裁決を行います。この場合、**原処分以上に審査請求人の不利益となるような裁決はできない**ことになっています。

裁決の内容は、「裁決書謄本」で審査請求人と原処分庁の双方に通知されます。

### (メモ)

審査請求の結果は、裁決の理由が付記されている裁決書謄本の送達により行われますが、その裁決の内容は次の5種類です。

- |              |                                                                                              |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>全部取消し</b> | 審査請求人が原処分の全部の取消しを求める場合において、その請求の全部が認められたとき                                                   |
| <b>一部取消し</b> | 審査請求人が原処分の全部の取消しを求める場合において、その請求の一部が認められたとき、又は、審査請求人が原処分の一部の取消しを求める場合において、その請求の全部又は一部が認められたとき |
| <b>変 更</b>   | 審査請求人が原処分の変更を求める場合において、その請求の全部又は一部が認められたとき                                                   |
| <b>棄 却</b>   | 審査請求人が原処分の取消し又は変更を求める場合において、その請求が全く認められなかったとき                                                |
| <b>却 下</b>   | 審査請求人が原処分の取消し又は変更を求める場合において、その申立てが法令の規定にしたがっていなかったことから実質審理されることなく認められなかったとき                  |

## 国税不服審判所の所在地・管轄

国税不服審判所は、本部のほか全国に12の支部、7の支所があります。

審査請求の手続きなどで、お分かりにならない点がありましたら、次の国税不服審判所にお問い合わせください。

|             | 郵便番号・所在地                                      | 電話番号         |                               |
|-------------|-----------------------------------------------|--------------|-------------------------------|
| 国税不服審判所（本部） | 〒100-8978<br>千代田区霞が関3-1-1                     | 03(3581)4101 |                               |
| 支部・支所名      | 郵便番号・所在地                                      | 電話番号         | 管轄（分掌）                        |
| 札幌国税不服審判所   | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西10 札幌第二合同庁舎             | 011(231)9611 | 北海道                           |
| 仙台国税不服審判所   | 〒980-0014<br>仙台市青葉区本町3-2-23<br>仙台第二合同庁舎       | 022(221)7561 | 青森県 岩手県<br>宮城県 秋田県<br>山形県 福島県 |
| 関東信越国税不服審判所 | 〒330-9718<br>さいたま市中央区新都心1-1<br>さいたま新都心合同庁舎一号館 | 048(600)3221 | 茨城県 栃木県<br>群馬県 埼玉県            |
|             | 新潟支所<br>〒951-8114<br>新潟市営所通二番町692-5           | 025(228)0991 | 新潟県                           |
|             | 長野支所<br>〒380-0845<br>長野市西後町608-2              | 026(232)6489 | 長野県                           |
| 東京国税不服審判所   | 〒102-0074<br>千代田区九段南1-1-15                    | 03(3239)7181 | 千葉県 東京都<br>山梨県                |
|             | 横浜支所<br>〒231-0023<br>横浜市中区山下町37-9<br>横浜地方合同庁舎 | 045(641)7901 | 神奈川県                          |
| 金沢国税不服審判所   | 〒921-8013<br>金沢市新神田4-3-10<br>金沢新神田合同庁舎        | 076(292)7880 | 富山県 石川県<br>福井県                |
| 名古屋国税不服審判所  | 〒460-0001<br>名古屋市中区三の丸3-2-4<br>名古屋第二国税総合庁舎    | 052(972)9411 | 岐阜県 愛知県<br>三重県                |
|             | 静岡支所<br>〒420-0853<br>静岡市葵区追手町10-88            | 054(253)6376 | 静岡県                           |
| 大阪国税不服審判所   | 〒540-0008<br>大阪市中央区大手前1-5-63<br>大阪合同庁舎三号館     | 06(6943)0370 | 大阪府 奈良県<br>和歌山県               |
|             | 京都支所<br>〒606-8323<br>京都市左京区聖護院円頓美町18          | 075(761)4285 | 滋賀県 京都府                       |
|             | 神戸支所<br>〒652-0802<br>神戸市兵庫区水木通2-1-4           | 078(577)3600 | 兵庫県                           |
| 広島国税不服審判所   | 〒730-0012<br>広島市中区上八丁堀6-30<br>広島合同庁舎四号館       | 082(228)2891 | 島根県 広島県<br>山口県                |
|             | 岡山支所<br>〒700-0814<br>岡山市天神町3-23               | 086(222)8094 | 鳥取県 岡山県                       |



|              |                                           |              |                     |
|--------------|-------------------------------------------|--------------|---------------------|
| 高松国税不服審判所    | 〒760-0018<br>高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎          | 087(861)5635 | 徳島県 香川県<br>愛媛県 高知県  |
| 福岡国税不服審判所    | 〒812-0013<br>福岡市博多区博多駅東2-10-7<br>福岡第二合同庁舎 | 092(411)5401 | 福岡県 佐賀県<br>長崎県      |
| 熊本国税不服審判所    | 〒860-0008<br>熊本市二の丸1-3 熊本合同庁舎四号館          | 096(326)0911 | 熊本県 大分県<br>宮崎県 鹿児島県 |
| 国税不服審判所沖縄事務所 | 〒900-0029<br>那覇市旭町9 沖縄国税総合庁舎              | 098(867)3101 | 沖縄県                 |

(メモ)

1 審査請求書は、その審査請求の目的となる処分を行った原処分庁の管轄区域を管轄（又は分掌）する国税不服審判所支部（又は支所）に提出してください。

なお、原処分庁を経由して提出することもできます。

2 国税不服審判所支部及び支所では、原則としてその管轄区域内における審査請求の調査、審理を行います。

ただし、国税局長の処分に対する審査請求などについては、その納税地が支所の分掌区域内であっても支部で調査及び審理が行われます。

3 情報公開に関するご質問は、本部又は各支部（支所を除く。）の情報公開窓口におたずねください。

国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）では、次の情報を提供しています。

#### 公表裁決事例要旨

これまでに公表した裁決事例集の裁決要旨を関係税法ごとに分類して紹介しています。

#### 公表裁決事例

平成8年以降に発行した裁決事例集に登載した裁決事例全文を紹介しています。

#### 裁決要旨の検索

平成8年7月1日～平成15年12月31日までの裁決に係る裁決要旨又は争点項目を検索・閲覧できるシステムを提供しています。

#### 用紙のダウンロード

審査請求書など主な用紙がダウンロードできます。

